

第1期受付期間

4/28(月)～5/23(金)

※先着順ではありません。

釧路町 デコ活推進補助金 ～申請の手引き～



釧路町では、脱炭素社会構築に向けた環境にやさしい豊かなまちづくりの一環として、居住用の住宅への太陽光発電システムや、エネルギー利用の効率化を促進する設備を導入しようとする個人の方に、導入費用の一部を補助します。

この補助金の交付を希望される方は、本手引きを参考に、申請手続きをお願いします。

様式はこちらから
ダウンロードできます↓

【申請先・お問い合わせ先】

釧路町役場 環境生活課 環境政策係
〒088-0692 釧路町別保1丁目1番地
電話番号 62-2119 (係直通)
FAX 番号 62-2152
メールアドレス kankyo@town.kushiro.lg.jp



目 次

1	補助金の対象となる方	1
2	補助の対象となる設備工事・補助金額	1
3	交付申請の受付と方法	4
4	交付の決定	5
5	変更交付申請	5
6	変更交付申請の決定	6
7	申請の取り止め	6
8	導入完了報告書の提出と補助金の交付請求	6
9	補助金の支払い	6
10	導入後の処分等	7
11	補助金の交付決定の取消しと返還について	7
12	情報の提供について	7
13	申請書の入手方法	7
資料	補助金交付手続きの流れ	8

1 補助の対象となる方

町民又は町民となる見込みの者（導入完了報告書提出時までに町民となる者）のうち、次のいずれにも該当する方が対象となります。

- ① 釧路町内及び釧路市内に本店、支店、営業所等の事業所を有する事業者と契約する交付対象設備工事を、自ら居住する住宅に施工する個人であること。
- ② 町税等を滞納していない者であること。
- ③ 釧路町暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年釧路町条例第28号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）に該当しない者であること。
- ④ 令和7年4月1日以降に新たな補助対象設備工事を着手する者であること。

2 補助の対象となる設備工事・補助金額

■ 太陽光発電

① 補助金額

対象工事費の1/2又は上限額のいずれか低い額
（上限額）

- ・新築住宅：15万円
- ・既存住宅：ア 定置用蓄電池と接続しない場合 15万円
イ 定置用蓄電池と接続する場合 30万円

※ 令和7年4月1日時点で18歳未満のこどもがいる家庭は10万円増額

② 補助対象設備

工事種別	交付対象設備工事
太陽光発電設置工事	○対象設備の要件 ・発電した電気が設置される住宅において消費されること。 ・太陽電池モジュールの合計出力が10kW未満の設備であること。 ・余剰型配線であること。 ・電力会社の電力系統に連係できること。 ・未使用品であること。 ○補助対象費用 ・太陽電池モジュール、架台、接続箱、発電量表示装置、売電電力量計、配線及び配線器具の購入並びに据付工事に関する費用 ・ただし、既存機器の撤去に係る費用（撤去した機器等の処理費を含む）は対象外とする。

■ 定置用蓄電池

① 補助金額

対象工事費の 1/2 又は上限額のいずれか低い額

(上限額)

30 万円

※ 令和 7 年 4 月 1 日時点で 18 歳未満のこどもがいる家庭は 10 万円増額

② 補助対象設備

工事種別	交付対象設備工事
定置用蓄電池 設置工事	○対象設備の要件 ・ 常時、太陽光発電と接続し、太陽光発電が発電する電力を充放電できるリチウムイオン蓄電池を使用したものであること。 ・ 蓄電容量が 17.76kWh 未満であるもの。 ・ 電力会社の電力系統に接続できること。 ・ 未使用品であること。 ○補助対象費用 ・ 蓄電池部、電力変換装置（蓄電池及び太陽光発電に併用できるものも含める）、配線、配線器具、その他附帯機器等の購入及び据付工事に関する費用 ・ ただし、既設機器の撤去に係る費用（撤去した機器等の処理費を含む）は対象外とする

■ 性能向上リフォーム

① 補助金額

対象工事費の 1/2 又は上限額のいずれか低い額

(上限額)

下表における「工事種別」のうち 1 種実施 20 万円

下表における「工事種別」のうち 2 種実施 40 万円

下表における「工事種別」のうち 3 種以上実施 50 万円

※ 「3 種以上」「2 種」「1 種」の順に優先して採択するものとします。

② 補助対象設備

工事種別	交付対象設備工事
(1) 建物全体の断熱改修	建物全体の外皮平均熱貫流率を 0.46w/ (m ² ・k) 以下とする工事
(2) 開口部の省エネ改修	窓及びドアの断熱性能を高める工事
(3) 外壁全体の断熱改修	外壁全体の断熱性能を高める工事
(4) 屋根又は天井全体の断熱改修	屋根又は天井全体の断熱性能を高める工事
(5) 床全体の断熱改修	床全体の断熱性能を高める工事
(6) 高断熱浴槽	JIS A5532 :2011 に規定する「高断熱浴槽」と同等以上の性能を有すること。

工事種別	交付対象設備工事
(7) 電気ヒートポンプ	JIS C 9220 :2018 に基づく年間給湯保温効率、又は年間給湯効率が 2.7 以上であること。
(8) 潜熱回収型ガス給湯機	給湯暖房器にあっては、給湯部熱効率が 94%以上であること。給湯単能器、ふろ給湯器にあっては、モード熱効率が 83.7%以上であること。
(9) 潜熱回収型石油給湯機	油だき温水ボイラーにあっては、連続給湯効率が 94%以上であること。石油給湯機の直圧式にあっては、モード熱効率が 81.3%以上であること。石油給湯機の貯湯式にあっては、74.6%以上であること。
(10) ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機	熱源設備は電気式ヒートポンプとガス補助熱源機を併用するシステムで貯湯タンクを持ち、年間給湯効率(JGKASA705)が 102%以上であること。
(11) 節湯水栓	JIS B2061:2017 に規定する「節湯形」の水栓と同等以上の機能を有すること。
(12) 燃料電池システム	燃料電池発電ユニットについては、エネルギー消費性能計算プログラムにおいて選択可能な機種であること。(燃料電池発電ユニットの後付けも可)
(13) コージェネレーション設備	○燃料電池発電ユニット ・燃料電池発電ユニットについては、エネルギー消費性能計算プログラムにおいて選択可能な機種であること。(燃料電池発電ユニットの後付けも可) ○ガスエンジン給湯器 ・ガスエンジン・コージェネレーションについては、ガス発電ユニットの JIS 基準 (JIS B 8122) に基づく発電及び排熱利用の総合効率が、低位発熱量基準 (LHV 基準) で 80%以上であること。
(14) 空気清浄機能・換気機能付きエアコン	次のいずれかに該当する試験機関等で効果が確認された空気清浄機能を有するエアコン、または換気機能を有するエアコン ① 国、地方公共団体または独立行政法人（以下「国等」という）が運営する試験機関等 ② 国等の認可等を受けた試験期間等 ③ 法令または条例に基づく試験等を国等から受託している試験機関等
(15) LED 照明	工事を伴うものであること。
(16) 節水型トイレ	JIS A5207 に規定する「Ⅱ形大便器」と同等以上の性能を有する便器（使用水量 6.5ℓ以下）

対象となる工事・製品については、国土交通省が実施している

「子育てグリーン住宅支援事業」の工事・製品を参照

しております。

(URL : <https://jutaku-shoene2025.mlit.go.jp/manufacturer/search/#section-eco>)



3 交付申請の受付と方法

項 目	内 容	
受付期間及び方法	第1期 受付期間	令和7年4月28日（月）から 令和7年5月23日（金）まで
	第2期 受付期間	令和7年6月2日（月）から 令和7年6月20日（金）まで
	以 降	上記期間内で予算を超えない場合、 9月30日（火）まで随時受付
申 請 受 理 日	○持参の場合：持参日 ○郵送の場合：到着日 (申請書類に不備がある場合は、受付できません。)	
受 付 の 終 了 等	<u>今年度は上記のとおり一定の期間を設け受付をします。</u> <u>各受付期間の終了時に、予算の範囲を超えた場合をもちまして、以後の受付は終了とします。</u> <u>(例：4月28日に予算を超えた場合であっても、5月23日までは受付をし、第2期受付期間の受付はしません)</u>	

■ 交付申請の方法

「釧路町デコ活推進補助金交付申請書（別記様式第1号又は第2号）」に、必要事項を記入し、下記書類を添付のうえ、環境生活課への持参又は郵送により申請してください。

※ 申請時に必要書類が足りない等の不備がある場合、別途ご連絡します。

《補助金交付申請書の添付書類》

◆ 太陽光発電及び定置用蓄電池

- ① 住宅の位置図及び工事施工箇所図
- ② 工事請負契約書又は見積書の写し（対象工事費用が記載されていること）
※ 工事請負契約では、工事着工予定日並びに工事完了予定日が明記されていること。（原則）
- ③ 導入する対象機器等が確認できるカタログや仕様書等の写し
- ④ 工事施工前の現況カラー写真
- ⑤ 申請時の居住地における申請者本人の住民票（世帯全員）
- ⑥ 申請者本人の前年度分の市町村税の納税証明書（全税目）
※ 共有名義で契約された住宅の場合は、名義人全員分の納税証明書が必要。
※ その他、必要に応じて関係書類の提出を依頼します。

◆ 性能向上リフォーム

- ① 工事請負契約書又は見積書の写し（対象工事費用が記載されていること）
※ 工事請負契約では、工事着工予定日並びに工事完了予定日が明記されていること。（原則）
- ② 導入する対象機器等が確認できるカタログや仕様書等の写し
- ③ 工事施工前の現況カラー写真
- ④ 申請時の居住地における申請者本人の住民票（世帯全員）
- ⑤ 申請者本人の前年度分の市町村税の納税証明書（全税目）
※ 共有名義で契約された住宅の場合は、名義人全員分の納税証明書が必要。
※ その他、必要に応じて関係書類の提出を依頼します。

4 交付の決定

■ 交付決定の方法

申請書類を審査し、交付対象の決定を行います。ただし、申請金額が予算の範囲を超えた場合は、抽選により交付対象の決定を行います。

※ 過去5年の間に同一申請区分の交付決定を受けた方は採択の優先度が低いもの
とします。

■ 交付決定の通知

交付対象となった場合、『釧路町デコ活推進補助金交付決定通知書（別記様式第3号）』により、通知します。

交付対象とならなかった場合、『釧路町デコ活推進補助金不交付決定通知書（別記様式第4号）』により、通知します。

なお、交付決定の通知は下記の日までに郵送で行います。

① 第1期通知日：6月2日（月）

② 第2期通知日：6月30日（月）

③ 以 降：随時

5 変更交付申請

交付決定を受けたあと、補助金の申請内容に変更のある場合や、工事を中止する場合、『釧路町デコ活推進補助金変更交付申請書（別記様式第5号）』により、事前に申請が必要となります。

■ 変更申請が必要な主な場合

- ① 補助金交付申請書に記載した設備から変更になり、補助額が変更となるとき
- ② 補助金交付申請書に記載した設備のほか、新たに対象設備を設置するとき

《変更交付申請書への添付書類》 ※ 変更箇所に該当するもののみ

- ① 変更後の機器等が確認できるカタログや仕様書等の写し
- ② 変更後の工事請負契約書の写し

※ 工事請負契約では、工事着工予定日並びに工事完了予定日が明記されていること。（原則）

◆ その他、必要に応じて関係書類の提出を依頼します。

6 変更交付申請の決定

■ 変更交付申請を受け審査した結果

- ① 当初の交付決定を変更（中止の場合を含む）して交付することを決定した場合、『釧路町デコ活推進補助金変更交付決定通知書（別記様式第6号）』により、通知します。
- ② 申請内容が要件を満たしていない場合、『釧路町デコ活推進補助金変更交付申請不承認通知書（別記様式第7号）』により、通知します。

7 申請の取り止め

■ 工事を中止する場合

早急に、『申請取下げ書（任意様式）』を提出してください。

8 導入完了報告書の提出と補助金の交付請求

■ 導入完了報告書及び補助金交付請求書の提出

工事完了後30日以内（交付決定前に工事が完了している場合は、交付決定後30日以内）または令和8年1月30日（金）のいずれか早い日までに、
『釧路町デコ活推進補助金導入完了報告書（別記様式第8号）』及び『釧路町デコ活推進補助金交付請求書（別記様式第9号）』を提出してください。

《導入完了報告書の添付書類》

- ① 工事完了後の写真
- ② 工事の領収書の写し
- ③ 交付対象者本人の住民票の写し（申請から変更のない場合は不要）
- ◆ その他、必要に応じて関係書類の提出を依頼します。

9 補助金の支払い

提出された「補助金交付請求書」の内容を確認後、30日以内に、指定された金融機関の口座（本人名義）に補助金を振込みます。

10 導入後の処分等

補助金の交付を受けて導入した機器・工事について、減価償却資産の耐用年数等に関する省令に定められている法定耐用年数の期間、適切な使用及び管理が必要となります。

- ◆ やむを得ない理由で処分を行う場合には、『釧路町デコ活推進補助金交付事業に係る財産処分承認申請書（別記様式第10号）』により、あらかじめ承認を受ける必要があります。

11 補助金の交付決定の取消しと返還について

次の①から④までのいずれかに該当する場合、交付決定の取消し（全部又は一部）を行うことになりますので、注意してください。

なお、交付決定の取消しが決定されたときで、既に補助金の交付が行われている場合、支払期限を定めて補助金の返還を命じることになります。

- ① 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき
- ② 補助金をその他の用途に使用したとき
- ③ 交付要綱に規定する処分の制限を、正当な理由なしに遵守しなかったとき
- ④ その他、交付要綱の規定に違反したと町長が認めるとき

12 情報の提供について

補助金の交付を受けた方は、必要に応じて省エネルギーに関する意識の変化や設備仕様にあたっての満足度、その他の情報の提供について、御協力をお願いする場合があります。

13 申請書の入手方法

各種申請書は下記リンクからダウンロードできます。

- [別記様式第1号：交付申請書（太陽光発電又は定置用蓄電池）](#)
- [別記様式第2号：交付申請書（性能向上リフォーム）](#)
- [別記様式第8号：導入完了報告書](#)
- [別記様式第9号：導入交付請求書](#)

釧路町ホームページはこちら↓

町の公式ホームページからもダウンロードできます。

また、環境生活課窓口でもお渡しできます。

(URL：<http://www.town.kushiro.lg.jp/zerocarbon/r7dekokatsu/>)



資料 補助金交付手続きの流れ

